

運 営 規 程

ユニット型介護老人保健施設 サンタハウス弘前

介護老人保健施設サンタハウス弘前 運営規程

第1章 趣旨、施設の目的及び運営の方針

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人弘前豊徳会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人保健施設サンタハウス弘前（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 当施設は、施設サービス計画に基づき、介護老人保健施設サンタハウス弘前において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指した支援を行う。

- 2 当施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたって介護保険施設サービスに努めるとともに、入居前の居宅における生活と入居中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(運営の方針)

第3条 当施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、療養を妥当適切に行う。

- 2 当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 当施設の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入居者又はその家族に対し、療養上必要な事項については、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 当施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行

わない。やむを得ず拘束する場合は、入居者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を診療録に記録する。

- 5 入居者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入居者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得ることとする。
- 6 当施設は、第三者評価を実施し、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自らも問題点等の改善に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----------------------|--------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設 サンタハウス弘前 | |
| (2) 開設年月日 | 平成25年9月1日 | |
| (3) 所在地 | 青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10 | |
| (4) 電話番号 | 0172-99-1133 | FAX番号 0172-95-3663 |
| (5) 管理者職・氏名 | 管理者(医師) 齊藤 真喜子 | |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(0250280112) | |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人(常勤で兼務)
施設の業務を統括管理する。
- (2) 管理者(医師) 1人(常勤で兼務)
入居者の病状等を把握し、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 医師 1人(非常勤で兼務)
入居者の病状等を把握し、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (4) 薬剤師 1人(常勤で兼務)
医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、入居者に対し服薬指導を行う。
- (5) 支援相談員 5人(常勤で兼務)
入居者及び家族の相談に応じ、必要な助言、その他の援助を行う。
- (6) 介護職員 19人(常勤で専任17人、常勤で兼務1人、非常勤で専任1人)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (7) 看護職員 9人 (常勤で兼務8人、非常勤で兼務1人)
入居者の保健衛生及び看護業務を行う。
- (8) 介護支援専門員 2人 (常勤で兼務)
施設サービス計画書の作成、要介護認定調査等を行う。
- (9) 管理栄養士 2人 (常勤で兼務)
栄養ケアプランの作成、入居者に対する栄養指導及び食事の献立作成を行う。
- (10) 栄養士 1人 (常勤で兼務)
入居者に対する栄養指導及び食事の献立作成を行う。
- (11) リハビリ職員 5人 (常勤で兼務4人、非常勤で兼務1人)
入居者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務を行う。
- (12) 事務職員 3人 (常勤で兼務)
庶務及び会計業務を行う。

第3章 入居の定員

(入居定員)

第6条 当施設の入居定員は、48人とする。ただし、災害時等においては定員を超えて入居者を受け入れる場合がある。

第4章 内容及び利用料その他の費用

(入居者に対する介護保険施設サービスの内容)

第7条 当施設のサービスは次のとおりとし、居宅における生活への復帰を目指し、入居者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入居者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退居時指導

(利用料の受領)

第8条 利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。尚、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住費

1日につき 2, 066円

(2) 食費

1日につき 1, 445円 (朝食421円、昼食532円、夕食492円)

(3) 居住費と食費の自己負担額について

入居者負担 段階区分	負担額	
	居住費	食費
第1段階	日額 880円	日額 300円
第2段階	日額 880円	日額 390円
第3段階① (年金収入等80万円超 120万円以下の場合)	日額 1, 370円	日額 650円
第3段階② (年金収入等120万円超 の場合)	日額 1, 370円	日額 1, 360円
第4段階	日額 2, 066円	日額 1, 445円

(4) 当施設の利用料は、別表第1とする。

4 施設は前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。尚、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

第5章 サービス利用にあたっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 入居者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 入居者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を管理者に届け出て、承認を受けなければならない。

3 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥棒等他人に迷惑をかけること。
- (2) 喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- (4) その他この規程の定めに反すること。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第10条 担当職員は、入居者に対する指定介護老人保健施設の提供により、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族等への連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第7章 虐待防止及び身体拘束について

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、入居者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 事故発生時の対応方法

(事故発生時の対応方法)

第13条 当施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当施設は、サービスの提供に伴って、当施設の責めに帰するべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第14条 当施設は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。
- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、防火管理者が行う。
 - 3 消防訓練及び避難・救出訓練は年2回実施する。

第10章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

- 第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

- 第16条 管理者は、提供した指定介護老人保健施設に関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置し、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及びその家族に説明するものとする。

(職員の服務規程)

- 第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもってサービスを提供する。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の勤務条件)

- 第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第20条 当施設は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示する。

- 2 当施設は、職員の資質向上のため、最低年2回は研修の機会を設ける。
- 3 当施設は、入居者の介護保険施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護録、機能訓練録、入居判定会議録その他必要な記録を整備する。入居者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(衛生管理)

第21条 入居者の使用する施設設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延する事がないよう、水廻り設備等の衛生的管理を行う。
- 3 食中毒等の厨房設備に関する衛生的な管理を行う。
- 4 調理師等厨房勤務者についての検便を、毎月1回行う。
- 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 繼続研修 | 年2回 |
- 2 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当法人と協議して定める。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和3年11月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年6月1日から施行する。
この規程は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1

介護老人保健施設

区分	金額		
ユニット型介護保健施設	要介護1	日額	802円
サービス費(I)(i)	要介護2	日額	848円
	要介護3	日額	913円
	要介護4	日額	968円
	要介護5	日額	1,018円
※記載の料金は1割負担の方の料金です。 利用者の負担割合に応じて料金は変動します。	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120円
	外泊時の費用	1日につき	362円
	外泊時サービスを利用する場合の費用	1日につき	800円
	サービス提供体制強化加算(I)	1日につき	22円
	夜勤職員配置加算	1日につき	24円
	リハビリテーションマネジメント計画審査情報加算(I)	1月につき	53円
	リハビリテーションマネジメント計画審査情報加算(II)	1月につき	33円
	短期集中リハビリテーション実施加算(I)	1日につき	258円
	短期集中リハビリテーション実施加算(II)	1日につき	200円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	1日につき	240円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	1日につき	120円
	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円
	経口移行加算	1日につき	28円
	経口維持加算(I)	1月につき	400円
	経口維持加算(II)	1月につき	100円
	療養食加算	1回につき	6円
	ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	1日につき	72円
	ターミナルケア加算(死亡日30日前~4日前)	1日につき	160円
	ターミナルケア加算(死亡日前々日、前日)	1日につき	910円
	ターミナルケア加算(死亡日)	1日につき	1,900円
	科学的介護推進体制加算(II)	1月につき	60円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	1日につき	51円
	入所前後訪問指導加算(I)	1回につき	450円
	入所前後訪問指導加算(II)	1回につき	480円
	加試行的退所時指導加算	1回につき	400円
	退所時情報提供加算(I)	1回につき	500円
	退所時情報提供加算(II)	1回につき	250円
	入退所前連携加算(II)	1回につき	400円
	訪問看護指示加算	1回につき	300円
	緊急時治療管理	1日につき	518円
	初期加算(I)(注3)	1日につき	60円
	初期加算(II)(注3)	1日につき	30円
	特定治療	厚生労働大臣が定める額	
	安全対策体制加算	1回につき	20円
	所定疾患施設療養費(I)	1日につき	239円
	所定疾患施設療養費(II)	1日につき	480円
	協力医療機関連携加算	1月につき	100円
	高齢者施設等感染対策向上加算(I)	1月につき	10円
	高齢者施設等感染対策向上加算(II)	1月につき	5円
	新興感染症等施設療養費	1日につき	240円
	認知症チームケア推進加算(I)	1月につき	150円
	認知症チームケア推進加算(II)	1月につき	120円
	再入所時栄養連携加算	1回につき	200円
	褥瘡マネジメント加算(I)	1月につき	3円
	褥瘡マネジメント加算(II)	1月につき	13円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	1回につき	140円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	1回につき	70円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)	1回につき	240円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)	1回につき	100円
	自立支援促進加算	1月につき	300円
	生産性向上推進体制加算(I)	1月につき	100円
	生産性向上推進体制加算(II)	1月につき	10円
	排せつ支援加算(I)	1月につき	10円
	介護職員等処遇改善加算(I)	介護報酬総単位数×サービス別加算率(7.5%) <1単位未満の端数四捨五入>	

食事代（実費）	第1段階	日額	300円
	第2段階	日額	390円
	第3段階① (年収80万円超120万以下の場合)	日額	650円
	第3段階② (年収120万円超の場合)	日額	1,360円
	第4段階	日額	1,445円
	※尚、1日の食費の内訳は以下のとおりとする。		
	(朝食)	1食につき	421円
	(昼食)	1食につき	532円
	(夕食)	1食につき	492円
居住費	第1段階	日額	880円
	第2段階	日額	880円
	第3段階	日額	1,370円
	第4段階	日額	2,066円
入居者が選定する特別な食事			実費
おやつ代（飲料代含む）		日額	230円
日用品費		日額 (注4)	180円
その他の日常生活費	(1) テレビ貸出料 (2) 冷蔵庫貸出料 (3) テレビ電気料 (4) 冷蔵庫電気料 (5) その他電気料 (注6)	日額	210円 110円 33円 64円 別途請求
教養娯楽費	(1) 行事の材料費 (2) 拝観料等の見学費・外出時の燃料費 (注6)		実費 実費
ヘアカット代	寝たきりの方のベッド上で施術 居室の方 但し、電気カミソリによる顔剃りも行った場合	1回につき	2,700円 3,200円 3,200円
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用	1回につき	実費
文書作成料	一般診断書作成料 民間保険会社等への診断書の作成料 公的な届出・申請の手続きによる診断書の作成料 死亡診断書（死亡届）作成料 各種証明書作成料 (注7)	1通につき (注7) 1通につき 1通につき 1通につき 1通につき	3,300円 5,500円 5,500円 3,300円 330円
預り金の出納管理費用		月額	300円
私物の洗濯代		1kgにつき	440円
買い物代行料		1回につき (注8)	実費
複写物交付費		1枚につき (注9)	10円

注1) 外泊時費用及び外泊時在家サービスを利用する場合の費用は、外泊の初日及び最終日を除いた日について、1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定いたします。

注2) 経口移行加算及び経口維持加算（I）並びに経口維持加算（II）、療養食加算については、医師の指示があった場合のみ加算いたします。

注3) 初期加算は、入居した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30円又は60円（急性期の医療機関から退院し入居した場合）加算いたします。

注4) 日用品費には、シャンプー、リンス、タオル、バスタオル、おしぶり、洗顔石鹼、ティッシュペーパー、シェービング用品、ボディソープ、トレイットペーパーが含まれます。

注5) テレビ・冷蔵庫を持込みの場合は、電気料のみの請求となります。

注6) その他家電製品を持込みの場合、また外出時の燃料費については、別途計算により請求となります。

注7) 民間保険会社等への診断書の作成料は、保険会社等からの依頼による診断書の作成費用となります。公的な届出・申請の手続きによる診断書の作成料は、役所等へ提出する公的な書類に付する診断書の作成費用となります。各種証明書作成料は、生計同一証明書、医療費控除証明書、領収証再発行、利用証明書等の作成費用となります。

注8) 買い物代行を施設職員へ依頼する場合は、施設前の下大川バス停留所から、目的地の最寄のバス停留所までの往復運賃を請求いたします。

注9) 入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を請求いたします。

設備・備品等の修繕費	故意又は度重なる設備・備品の破損等を行った 場合には、家族等に説明同意のうえ、修繕費用 を請求する場合があります。	実費
------------	---	----